

健康管理手帳による健康診断受診者の皆様へ

健康管理手帳による健康診断受診の際の旅費につきまして、令和7年10月1日から以下のとおり改正されました。

- ◎健康診断受診の際に要した旅費が、原則**実費払い**(領収書等で確認できる金額)となりました。駐車場料金や高速道路料金、鉄道の特急料金等のお支払い(ご請求)が可能となった一方で、自家用車をご利用した場合の簡易計算(走行距離での請求)の金額が変更されています。

1 自家用車を利用した場合	
※自家用車を利用した場合は、必ず走行距離の記入をお願いします。	
○実費支給 ・ガソリン(軽油)代 ※実費算出が難しい場合は簡易計算での請求となります	受診前後の支払額が分かる 領収書等 により、使用した燃料代を算出してください。
・高速道路料金 ・駐車場料金	領収書等 を添付してください。高速道路料金はETC利用証明書のご提出でも構いません。
○走行距離に基づく簡易計算 (ガソリン領収書等が無い場合)	
・走行距離 1 kmあたり16円 で計算してください。	※令和7年9月30日受診分までは1 kmあたり37円でしたが、令和7年10月1日より18円、令和8年4月1日より 16円 となりました
2 鉄道・バスを利用した場合	
・普通旅客運賃	利用経路と金額を記載してください。
・急行・特急料金	領収書等 をご提出ください。 ※ グリーン車等の特別車料金は従来通り対象外 となります。
3 タクシーを利用した場合	
・運賃 ・迎車料金	領収書等 をご提出ください。

- ◎自家用車の簡易計算、鉄道・バス等の普通運賃以外は、**領収書等のご提出が無いとお支払いできません。帰路分も忘れず受け取って、必ずご提出ください。**

問い合わせ先

愛知労働局労働基準部健康課

TEL 052-972-0256

* 国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを受け、本制度における受診旅費の支払額等も変更となったものです。